

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置において土地を有償譲渡しようとする場合の届出義務が課せられる土地の面積要件及び届出の様式等を定める規制	府省名	内閣府
根拠となる法令	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 政令 <input checked="" type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題	
規制の目的、内容及び必要性		<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし				①	
費用の分析	遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	②
	行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	③
便益の分析		<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
費用と便益の関係の分析		<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし				<input type="checkbox"/> 設定なし	
	代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較		<input type="checkbox"/> 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

① 規制の目的、内容及び必要性

規制の内容及び必要性について、本件規制の内容は、「届出の対象となる面積要件を原則 200 平方メートル以上に設定」することであるところ、面積要件を 200 平方メートルとすることの根拠について、評価書における説明が不十分である（本項目については、内閣府から別紙のとおり補足説明がなされた。）。

② 遵守費用

遵守費用について、事前の届出に係る費用を挙げた上で「既存の土地取引に関する届出等の制度があり…大きな負担とはならない」と記載しているが、本件規制がなければ既存の土地取引に関する類似制度に基づく事前届出の対象となっていた場合等を除き、新たに定められた様式に沿って届出書類一式を作成する負担が生じることになるため、「大きな負担とはならない」とする根拠が不明である。

③ その他の社会的費用

その他の社会的費用について、「面積要件の設定及び様式の規定によって発生したとしても、それは少ないのではないかと考える。」と記載しているが、どのような費用の要素の発生が見込まれるのか、具体的に説明する必要がある。

## 【点検結果表の別紙】

### ≪内閣府の補足説明≫

#### ① 規制の目的、内容及び必要性

公有地の拡大の推進に関する法律（以下公拡法）と同様に200平方メートル以上としている。ただし書きについては、公拡法施行令において面積要件の特例を設けていることを踏まえつつ、特定駐留軍用地においては、当該駐留軍用地の跡地の有効かつ適切な利用を促進するため地域の実情に応じて、市町村の判断で、公拡法政令の規定と同様に、地方公共団体の条例で、区域を限り100平方メートル以上200平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる規定としたものである。